

横浜鶴見北ロータリークラブ YOKOHAMA TSURUMI NORTH
2023年～2024年度 会長ターゲット「輝くロータリー」

週報第3号令和5年8月3日発行

2023年～2024年度 R. I. 会長テーマ



横浜鶴見北ロータリークラブ

【事務局】横浜市鶴見区佃野町 18-11 エトワール鶴見 303号

TEL 045-575-1821 FAX 045-575-1822

Email ytnclub@gmail.com

HP <https://www.rotary-tsuruminorth.jp/>

【例会】毎週木曜日 12:30 場所 新横浜グレイスホテル

会長／簡伸治 副会長／今井新一郎 幹事／祝康一

第2369回例会 令和5年7月27日

斉 唱 「四つのテスト」

会 長 報 告

皆さんこんにちは。

お手元にお配りした職場の教養は365日、1日一話形式で、仕事に気付きを与える話が載っています。朝礼などにご活用いただけたら幸いです。追加で欲しい方、差し上げますので私までご連絡ください。

先週は休会でしたが、グレイスホテルにいらした方いらっしゃいませんか？私は準備しかけて気がつきました。前回、先々週はガバナー公式訪問、クラブ協議会と長丁場お疲れ様でした。御協力ありがとうございました。お陰様で、充実したミーティングができました。各委員会が掲げた目的、目標を意識して、楽しく活動をしていきましょう！

本年度のターゲットは輝くロータリーです。会を活性化する為に3つの目標を掲げています。お一人がゲストを1名お連れする例会の出席や各種行事への積極的な参加、会員数40名達成、水が流れ込まない池はやがて腐ってしまいます。ゲストが参加したり、新しいメンバーが入会する事でクラブが活性化していきます。入会候補者のお名前をいただけたら、すぐに訪問させていただきます。少しでもロータリーに興味がある方がいたら、気軽に例会にお誘いください。まずは知ってもらう事が大切です。どうぞよろしくお願いいたします。

今週の活動報告です。

13日豊岡子ども食堂

社会奉仕委員会 宮田委員長、増田さん、石渡さん、一步舎さんと豊岡もぐもぐ食堂に一步舎さんのお米とお菓子を届けてきました。非常に喜んでいました。毎月の継続事業になりますので、交代で訪問していきましょう。

18日地区大会実行委員会

当クラブは表彰委員会を担当しています。今年度は10日金曜日に長寿以外の表彰式を行うことになりました。担当をお願いした皆様、11月10日金曜日11日土曜日の2日連続の参加となります。ご苦労をおかけします。よろしくお願いいたします。

19日第四グループ会長幹事会

第一回会長幹事会に祝幹事と参加してきました。渡邊ガバナー補佐、宮田第4グループ幹事が大活躍されていました。今回は顔合わせという事で、全員の自己紹介とクラブ目標の共有をしました。当クラブのジュニア会員、アンバサダー会員が成功事例として紹介されました。

今年度は、会長報告の中で健康豆知識をお伝えしていきます。私は「食べたもので体は作られる」という事を当社の会員さんに伝えていきます。皆さん、普段食べているものをどれだけ意識していますか？全て手作りのご飯を食べている方は稀だと思います。ほとんどの方が、少なからず加工食品のお世話になっていると思います。ハムやソーセージ、お惣菜、スナック菓子など。どんな材料で作られているか？気にされている方はいらっしゃいますか？今度手に取る事があつたら、裏側の成分表示をチェックしてみてください。成分表示にはルールがあります。一番多いものから記載する、／の後に添加物を記載する。というルールです。様々な材料や添加物が含まれていることに驚かれることでしょうか。選択の余地があるときは、なるべくシンプルな材料で作られていて、添加物の少ないものを選んでいただければと思います。皆さんの健康リテラシーをアップして、いつまでも健康でいただきたいというのが私の想いです。これからも健康情報を発信していきます。お付き合いくださいませ。

幹事報告

- (1) 日台ロータリー親善会議のご連絡
- (2) 日台国際ロータリー親善大会ゴルフコンペ
- (3) 日台国際ロータリー親善活動ご案内
- (4) ロータリー留学体験を聞こう
- (5) ハイライト米山 寄付金結果
- (6) ロータリー青少年交換学生募集のご案内
- (7) 樋口がバナーより公式訪問のお礼

委員会報告

【石渡宏衛会員】

- ・タウンニュース掲載記事について

【宮田豊和会員】

- ・子ども食堂へ食材提供のお願い
- ・鶴見支援学校環境整備のお願い

出席報告

会員総数	33名
今回暫定	27 / 33 = 84.37%
前々回確定	27 / 33 = 84.37%

ニコニコBOX

- 簡 伸治 松田さん卓話宜しくお願ひ致します。普段お仕事の話をお伺いしないので楽しみにしています。庭の草刈りを10分するだけで汗が噴き出てきますね。皆様ご自愛ください。
- 祝 康一 松田さんの卓話のお話、経営上必要なことなのでありがたいです。
- 上原 良廣 暑中お見舞い申し上げます。31日ペンキ塗りの皆様宜しくお願ひ

致します。クーリンググッツ等お持ちください。

- 松田 啓 本日なるべく皆様の為になるようにお話いたします。宜しくお願ひ致します。
- 長澤 尚明 松田さん本日は卓話ご苦勞様です。楽しみに拝聴させていただきます。そして勉強させていただきます。
- 宮田 豊和 松田さん卓話有難うございます。就業規則についてどのようなお話が聞けるか楽しみにしています。
- 堀野 弘樹 松田さん本日は卓話ご苦勞様です。零細企業だとうやむやになっているところなので真面目に聞かせていただきます。
- 蜂須賀達寿 お疲れ様です。松田さんの卓話楽しみにしております。
- 北村 藍 松田さん本日は卓話ありがとうございます。貴重なお話拝聴させていただきます。
- 藤林 直美 猛暑の毎日、皆様どうぞお体を大切にしてお過ごしくださいませ。
- 石渡 宏衛 毎日暑い日が続きます。水分を充分摂ってください。
- 以下同内容の為お名前のみ（敬称略）
- 松原淳一 晝間勝 小笠原憲介 佐久間務
上澤摩壽雄 田邊勝久 仲亀晃央 牧井秀賢
今井新一郎 赤塚一志 鈴木元一郎 加藤進
生方常明 上村政二 渡辺直昭

「就業規則の重要性と必要性」



松田 啓 会員

【労働法の法源】

- ①強行法規（労基法 最賃法 民1Ⅲ）
- ②労働協約（会社と組合の間で締結される契約）
（労組16・17）規範的効力
- ③就業規則（労契法7・10）周知＋合理性
- ④労働契約
 - a 明示黙示の合意
 - b 事実たる慣習 民92
 - c 任意規定 民91
 - d 信義則 民1Ⅱ

【民法と労働法】

- ・民法1条2項 信義則
- 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- ・3項 権利濫用
- 権利の濫用は、これを許さない。
- ・90条 公序良俗
- 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。
- ・709条 不法行為
- 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

【刑法と労働法】

- ・懲戒は刑法の考え方に基づく→罪刑法定主義
- ・遡及適用の禁止

【憲法と労働法】

原則としては私人間には適用しない。

→ただし、私法の一般条項の解釈を通して、憲法の人権保障の趣旨を反映させることにより、間接的に憲法の効力を私人間に及ぼして適用すべきとする説がある

民法90条 公序良俗違反

民法709条 不法行為

【一般的に言われる就業規則について】

- ・常時10人以上を使用する事業所は就業規則を作成する必要がある
- ・作成した就業規則に労働者過半数代表の意見書に署名をもらう必要がある
- ・作成した就業規則を周知する必要がある
- ・就業規則を監督署に届け出る必要がある
- ・就業規則がないと解雇できない
- ・法改正があったら変更しなくてはならない
- ・有期社員やアルバイト用に有期社員規程等を作った方がよい
- ・あまり社員に有利なことばかり書かない方がよい（モデル就業規則を使うと損をする）

【労働法・裁判の際の主な傾向】

- ・労働者を保護する（無資力性・非貯蔵性）
- ・客観的に実態に即して判断する
- ・合理性があるか否か
- ・社会通念上の相当性
- ・個別具体的に判断する

【就業規則】

第1条（目的）

・この規則は、株式会社〇〇（以下「会社」という。）の従業員の服務及び就業の条件等を定めることにより、企業の円滑な運営と企業秩序の維持確立を目的とする。

・この規則に定めた事項のほか、従業員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

第〇条（従業員の定義）

第〇条（適用範囲）

- ・この規則は、前条第2項第1号の正社員に適用する。
- ・前条第2号から5号の、有期契約社員、無期契約社員、パートタイマー、嘱託社員は、有期契約社員等就業規則又は個別の労働契約書等に

より、別段の定めをしたときは、その定めによるものとする。→パートタイム・有期雇用労働法 8条不合理な待遇の禁止 9条差別的取り扱いの禁止

第〇条（所定外労働及び休日出勤）

・会社は業務上の必要性がある場合、所定外労働又は休日出勤を命ずることがある。この場合における時間外労働及び休日労働については、会社はあらかじめ従業員の過半数を代表する者と締結する労使協定(以下「36協定」という。)の範囲内でこれを行う。

第〇条（割増賃金）→改

・一月につき時間外労働時間数が60時間を超えた場合は、その超えた分の割増率は(1+0.5)とする。

第〇条（年次有給休暇）

・会社は入社日から起算して6ヵ月を超えて継続勤務する日及び以降1年を経過した日ごとの日(以下「基準日」という。)において、(中略)当該勤続期間に応じた同表下欄の日数の年次有給休暇を与える。

・当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合には、その残日数は翌年度に繰り越される。ただし、1年に10日以上年次有給休暇を付与された者については、当該年度に5日を自ら取得するものとする。

→改

第〇条（育児・介護休業、子の看護休暇、介護休業等）→改

・育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休業等の取扱については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で定められた法律内容を遵守するものとする。

第〇条（服務規程）

・従業員は、次の各項に掲げる義務を遵守し、服務に精励しなければならない。
・2 従業員は、労働時間及び職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用い、会社の指揮命令の下、職務のみに従事する義務を負い、次の

各号に掲げる職務専念に関する事項を守らなければならない。

・(x) ソーシャルネットワークサービス等のインターネット上へ他人を不快にさせる文章、音声、画像、動画等いかなる情報であっても公開または公開するきっかけを与えることをしないこと。

・(x) ソーシャルネットワークサービス等のインターネット上へ会社や会社に関係する者の名誉を傷つけたり、信用を害したり、体面を汚す文章、音声、画像、動画等いかなる情報であっても公開または公開するきっかけを与えることをしないこと。

第〇条（ハラスメントの禁止）

・従業員は、他の従業員の権利及び尊厳を尊重し、セクシュアルハラスメント(性的な言動により他の従業員の働く環境を悪化させ能力の発揮を妨げる等の行為により、他の従業員の職業生活を阻害すること。)となる次に掲げる言動を行ってはならない。

・x 従業員は、セクシュアルハラスメントもしくはパワーハラスメントならびに妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントにより被害を受けた場合、又は被害を受けるおそれのある場合は、第xx条(相談窓口)の相談窓口に対して相談及び苦情を申し立てることができる。

第xx条(相談窓口)→改

・会社はこの規則に関する事項や日常業務における問題点、また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の相談及び苦情の申出について相談窓口を用意し適宜受け付けるものとする。

第〇条(懲戒の種類、程度)

・懲戒の種類及び程度は、その情状により次のとおりとする。

・(1) 訓戒…始末書を提出させ、書面において警告を行い、将来を戒める。この場合、事前に面接を行う場合と、行わない場合とがある。

第2回理事役員会議事録

- ・(2) 減給…始末書を提出させて、減給する。ただし、1事案につき平均賃金の1日分の半額、複数事案に対しては減給総額が当該賃金支払期間における賃金総額の10分の1を超えないものとする。ただし、減給総額が当該賃金支払期間における賃金総額の10分の1を超える部分については、翌月以降の賃金を減じる。
- ・(3) 出勤停止…始末書を提出させ、7労働日以内の出勤を停止する。その期間の賃金は支払わない。
- ・(4) 降格・降給…始末書を提出させて、将来を戒めるとともに、職位を免じるもしくは賃金額を引き下げ、又は双方を行う。
- ・(5) ゆし解雇…懲戒解雇相当の事由がある場合で、本人に反省が認められるときは解雇事由に関し本人に説諭して解雇することがある。ただし、1週間以内に退職願の提出がないときは、懲戒解雇にする。
- ・(6) 懲戒解雇…予告期間を設けることなく即時解雇する。この場合において、労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当を支給しない。

第〇条(懲戒の事由)

- ・従業員が次の各号のいずれかに該当するときは、情状に応じ、訓戒、減給、出勤停止又は降格・降給とする。
- ・(1) 正当な理由なく、無断欠勤(届出があっても会社が承認しないものを含む)をしたとき。
- ・…第4章(服務規律)に違反したとき。

第〇条(面接指導) →改

- ・休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる従業員が申し出たときは、会社は医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう)を行うものとする。

- (1) 2023年6月会計報告→承認
- (2) 聖ヨゼフ学園 IAC 職業体験の件→承認
- (3) 本会計支出報告→承認
 - ・地区資金分担金 32名×17,500円=560,000円
 - ・中途入会者1名×15,250円=15,250円
 - ・米山普通寄付 33名×2,500円=82,500円
 - ・RI人頭分担金 182,946円
- (4) ニコニコ支出予定→承認
 - ・米山 ガバナー公式訪問寄付 100,000円
 - ・R財団 ガバナー公式訪問寄付 145,000円
 - ・青少年奉仕委員会 IAC 活動支援金 100,000円
- (5) 子ども食堂へ寄付の件→承認
 - ・一步舎3拠点合計 180,000円
- (6) 50周年記念誌作成の件→継続審議

【報告事項】

- ・年末家族例会日程変更
12/14→12/21へ変更 12/14は通常例会となる
- ・事務局夏休みの件(8/4~8/11)

例会予定

- 8月10日(木) 休会
- 8月17日(木) 新横浜グレイスホテル
- 8月24日(木) 新横浜グレイスホテル
- 8月31日(木) 新横浜グレイスホテル